

**「情報連携の対象となる独自利用事務の事例について」の追加案****【新規追加】****7-2 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの（番号法別表第二の四十二の項）に準ずる独自利用事務**

次の(1)及び(2)の条件を満たすものである。

(1) 法定事務の根拠法律と趣旨・目的が一致すると認められる場合

- ① 独自利用事務の対象者が、おおむね国民健康保険法第五条に定める「被保険者」に該当する者であって、独自利用事務の根拠規範において具体的に定められている場合（なお、国民健康保険法第六条に定める者を除く。）
- ② 独自利用事務の目的が、対象者の社会保障及び保健の向上である場合（独自利用事務の根拠規範において「保健の向上」、「福祉の増進（向上）」、「健康の保持（増進・向上）」又はこれらに類する語により規定されている場合）

(2) 法定事務の内容と類似すると認められる場合

独自利用事務の内容が、地方公共団体から金銭及び物品を支給するものである場合（経済的利益の移転）

事例：国民健康保険の被保険者を対象とした健康診査の受診費用の助成に関する事務